

## 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

我が国の経済は、感染症対策を講じながら経済社会活動の正常化が進む中、各種政策の効果もあって緩やかに持ち直している。しかし、原油・原材料価格の高騰や世界的な金融引締め等を背景とした海外景気の下振れは、我が国の景気を下押しする懸念がある。

中小企業・小規模事業者の業績も緩やかな回復傾向にあるものの、景況感や売上高は、依然として感染症流行前の水準まで回復していない業種も多い。今後も厳しい経営環境の下で、中小企業・小規模事業者は、労働生産性の向上やデジタル化への対応などの経営課題に取り組む必要がある。

この状況を踏まえ、東京都は、都民の定住確保、中小企業の支援及び過重な負担の緩和等を目的として、「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置」及び「商業地等に対する固定資産税・都市計画税負担水準の上限引下げ措置」を実施しているところである。

これらの軽減措置が廃止となれば、区民の生活や中小企業・小規模事業者の経営は更に厳しいものとなり、ひいては地域経済の活性化に悪影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、本区議会は、東京都に対し、下記事項について令和5年度以降も継続するよう強く求めるものである。

### 記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
  - 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置
  - 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年10月21日

江東区議会議長 山本 香代子

東京都知事 宛て